

## 宮城県各合同庁舎売店運営業務の企画提案に係る審査基準

### 1 審査

企画提案書の審査は、県合同庁舎売店等運営業務企画提案書審査委員会（以下「委員会」という。）が次のとおり行う。

### 2 審査等の内容

各委員は、企画提案書及びプレゼンテーションを基に審査を行う。

#### (1) 資格審査

企画提案募集要領第2の応募資格の有無について、県合同庁舎売店運営業務に係る企画提案参加申込書（様式第2号及び同添付書類）により、事務局が確認し、委員会に報告する。

#### (2) 一次審査

応募総数が6者以上となった場合には、プレゼンテーション審査に先立ち、委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーションを実施する上位5者を選定する。

採点評価・順位付けは（3）に規定する方法に準ずる。

#### (3) 企画提案書の審査

（1）により資格が確認された応募者（（2）一次審査を実施した場合は、一次審査で選定された上位5者）によるプレゼンテーションを行う。審査は、最高順位最多取得方式により採点するものとし、最高順位を付けた委員が同数の場合は、対象の応募者の中から採点合算方式により各委員の点数を合算し採点するものとする。審査の観点及び配点のウエイトは、「3 審査項目等」のとおりとする。

なお、提案内容に虚偽や重大な欠落等があることが確認された場合は失格とする。

#### (4) 運営事業者の選定

（3）の審査において、総得点が満点の6割以上の提案者のうち、各委員から1位を最も多く取得した応募者1者を受託候補者として選定する。

ただし、運営事業者の選定に当たり、応募者が著しく売店運営業務の遂行能力及び資質等に欠けると委員会が判断した場合は、当該応募者から説明を受け、委員会の決議をもって失格とする場合がある。

### 3 審査項目等

2（2）及び（3）の審査に当たっては、以下に示す審査方法・項目・配点に基づき実施するものとする。

## (1) 審査区分と採点基準

審査区分	採点基準(点)	
	10点配点の項目	20点配点の項目
優れている	10	20
やや優れている	8	16
普通	6	12
やや劣る	4	8
劣る	1	2

## (2) 審査項目及び配点ウエイト

審査項目	審査のポイント	配点
1 売店運営 業務の内容 (50点満点)	① レイアウト等は適切か。	10
	② 販売品目は適切か。	10
	③ 販売価格の設定は適切か。×2倍	20
	④ 業務開始までのスケジュールは適切か。	10
2 売店業務 の運営体制 (50点満点)	① 商品の配送体制・頻度は適切か。	10
	② 防犯カメラの設置など防犯対策は適切か。	10
	③ 利用者からのクレーム対応等の体制は適切か。	10
	④ 類似店舗の運営等の実績は十分か。	10
	⑤ 売店運営の収支計画は適切か。	10
合 計		100

## 4 その他

応募が1者の場合においても資格の確認及び審査等を実施する。